

○香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

平成19年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学行動規範(平成17年4月1日制定。以下「行動規範」という。)の趣旨に則り、行動規範のうち学術研究における不正行為を防止し、研究の公正な推進に資するため、香川大学(以下「本学」という。)において行われる学術研究について、不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の構成員(本学の役員、職員、学生等をいう。以下同じ。)又は本学の構成員であった者が本学在籍中に行った次に掲げる行為をいう。

- (1) 研究の申請、実施、報告又は審査における故意の捏造(データ又は実験結果を偽造することをいう。)、改ざん(研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないことをいう。)又は盗用(他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用することをいう。)
 - (2) 研究費の不正使用(私的流用、不正受給、目的外使用又は不正経理等を行うことをいう。)
 - (3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- 2 この規程において、「部局等」とは、国立大学法人香川大学組織規則第13条から第23条までに規定する業務組織、学部、大学院、機構及びその下部組織、インターナショナルオフィス、保健管理センター、広報センター、附属病院、学部附属教育研究施設及び附属学校をいう。

(公正研究責任者及び公正研究委員会)

第3条 本学に、不正行為に対処し、研究の公正な推進を図るため、公正研究責任者及び公正研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 公正研究責任者は、学長が指名した理事をもって充てる。
- 3 公正研究責任者及び委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(窓口)

第4条 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

- 2 窓口は、国立大学法人香川大学におけるコンプライアンスの推進に関する規程第5条に規定する香川大学コンプライアンス相談窓口とする。

(不正行為に係る申立て)

第5条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。
- 4 この条に定めるもののほか、不正行為に係る申立ての方法について必要な事項は、別に定める。

(職権による調査)

第6条 公正研究責任者は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査を開始しなければならない。

ない。

(予備調査)

第7条 公正研究責任者は、不正行為に係る申立の報告を受けたコンプライアンス担当役員より当該事案の処理を依頼された場合又は前条により調査を必要とする場合は、調査の対象者(以下「調査対象者」という。)が教育研究等を主に担当する部局等の長(以下「部局長」という。業務組織の法人本部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。)に対し、事案について必要な調査(以下「予備調査」という。)の実施を指示しなければならない。

- 2 予備調査において必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- 3 部局長は、予備調査を実施した場合は、原則として申立ての受理の日から30日以内に当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、その結果を申立者及び調査対象者(第2項の規定により事情聴取を行った場合に限る。)に通知しなければならない。
- 5 この条に定めるもののほか、予備調査に関し必要な事項は、別に定める。

(本調査)

第8条 委員会は、前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められると判断した場合には、原則として30日以内に本調査を実施しなければならない。

- 2 公正研究責任者は、委員会が前項の規定により本調査を実施すべきことを決定した場合において、必要があると認めるときは、当該研究に係る研究費の支出を一時停止するとともに、当該資金の配分機関に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 委員会は、調査を開始した日から原則として150日を経過する日までに調査を終了しなければならない。
- 4 この条に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、別に定める。

(審理及び判定)

第9条 委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、判定を行う。

- 2 委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。

(異議申立て)

第10条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、公正研究責任者に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知があった日から起算して10日以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

第11条 公正研究責任者は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を委員会に報告しなければならない。
- 3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(公正研究責任者を除く。)のうち学長が指名した者
 - (2) 前号に規定する理事が指名した者 若干名
- 4 委員会、予備調査及び本調査の関係者は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 5 委員会は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。

(再審理)

- 第12条 不服審査委員会は、再審理の必要があると認めたときは、委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。
- 2 委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第8条及び第9条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。
 - 3 委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。
 - 4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(認定)

- 第13条 委員会は、第9条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について認定を行ない、書面により裁定しなければならない。
- 2 委員会は、不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づく虚偽のものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
 - 3 公正研究責任者は、前2項の認定の結果、不正行為及び悪意に基づく虚偽の申立ての存在が確認された場合は、委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。
 - (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する学長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告
 - (2) 不正行為を行ったと認定された調査対象者又は悪意に基づく申立てと認定された申立者について、その身分に応じ、人事審査委員会を掌理する理事又は教務委員会を掌理する理事へ当該認定の通知
 - (3) 申立者及び調査対象者への通知
 - (4) 研究資金配分機関、関連教育研究機関等への通知
 - (5) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (6) その他不正行為の排除のために必要な措置

(調査結果の公表)

- 第14条 公正研究責任者は、前条第1項及び第2項の認定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該認定の概要について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。
- 2 前項の公表の方法については、香川大学ホームページ等への掲載により行うものとする。

(調査対象者の保護)

- 第15条 公正研究責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

- 第16条 委員会及び不服審査委員会は、第7条から第12条までの手続きに際し、事情聴取等を

行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第17条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 本学の役員及び職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 公正研究責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申立て)

第20条 公正研究責任者は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもった虚偽の申立て及びその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申立て」という。)を行った者について、委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 公正研究責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第21条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月1日)

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月13日)

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。